

議案第 87 号

狭山市立御狩場小学童保育室及び狭山市立新狭山小第一・第二学童保育室の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

狭山市立御狩場小学童保育室

狭山市立新狭山小第一学童保育室

狭山市立新狭山小第二学童保育室

2 指定管理者として指定するもの

埼玉県狭山市狭山台 3 丁目 8 番地の 1 2

特定非営利活動法人さやま保育サポートの会

代表理事 諏訪 きぬ

3 指定の期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

平成 27 年 11 月 26 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

狭山市立御狩場小学童保育室及び狭山市立新狭山小第一・第二学童保育室の管理に関し、指定管理者を指定したいので、この案を提出するものである。